

データ公開ポータルサイト運用指針（ガイドライン） 骨子案

平成29年3月13日
地震調査研究推進本部事務局

（基本的考え方）

- 地震本部は、地震に関する調査研究成果の利活用およびデータ公開流通を進めるための取り組みの一環として、データ公開ポータルサイトを整備するものとする。データ公開ポータルサイトは、地震予知研究総合振興会の協力を得て、地震本部事務局が中心となってその充実に努める。

（地震本部の役割）

- データ公開ポータルサイトの整備を進めるために、地震本部政策委員会等は、毎年度実施する予算ヒアリングの機会等を通じて、関係各機関に対して、保有するデータを利用しやすい形で公開するよう促すとともにデータ公開の取り組み状況を聴取するものとする。また、ポータルサイト全体の整備状況を確認し、必要に応じて内容を見直すこととする。

（関係機関における整備の進め方）

- データはその所有者（関係各機関）が責任を持っていること、データの更新や追加は所有者が行うことが適切かつ効率的であることから、データ公開ポータルサイトに速やかにリンクを追加することで充実を図るものとする。この場合、データ利用にあたっては所有者のデータポリシーに従うことが適当である。

（文部科学省における整備の進め方）

- 文部科学省が所有するデータは、委託事業等の成果が中心となることから、29年度以降に公募を実施する委託契約等において適切な規程を設けて事業の受託機関から公開に必要なデータが提供されるよう努めるなどし、当該データをデータ公開ポータルサイトを通じて公開するものとする。

（データ公開時期）

- 論文化や特許申請等を理由として、データを直ちに公開することが適当でないと考えられる場合には、一定の時間をおいてからの公開も認めるものとする。その場合でも、公開を控える理由がなくなった場合には、速やかに公開するものとする。

（公開対象とするデータ）

- 公開（維持管理）するデータは、原則全てのデータを対象とするべきであるが、利用ニーズや維持コスト等を考慮して限定することを妨げない。

（データベースの検討）

- データ公開ポータルサイトの整備運用状況について毎年確認と見直しを行う中で、新たなデータベースの整備の必要性について検討を進める。